

## 2022 年第 3 回定例会

# 調布市議会に関するハラスメント防止条例の制定を求める陳情 採択討論

生活者ネットワークは、陳情第 72 号「調布市議会に関するハラスメント防止条例の制定を求める陳情」の採択を求めます。

調布市議会で政治倫理規則を制定した平成 25、6 年ごろは、ハラスメントという言葉が社会に浸透していなかったこともあり、セクハラといった言葉を使うことへの抵抗が示され、人権侵害という言葉に集約されています。しかし、現在、この言葉自体は社会に広く浸透しております。

一方、全国的に議会内でも男女格差や年功序列、数の大小といったことが議員間の関係性にも歪みを生じさせている現実があります。例えば期数の浅い少数会派の議員が議場での発言に対して不当な非難を受け、市民に公開されない秘密会などでの決定を通して謝罪を強要されたり、辞職に追い込まれたりする事例も数々起きております。調布市議会はそういった民主主義を破壊する行為とは一線を画する意思を市民に対して明確に示す重要性は増しています。

委員会でも紹介しましたが、東松山市議会のように、政治倫理規則を定めた後、改めてハラスメント防止条例を制定している議会もあります。そこでは、「ハラスメントは、相手に対して行われる嫌がらせであり、行う者の意識の有無にかかわらず、相手に被害を与える「人権侵害」である。」と、行為者の意識とは関係なく成立するものであることが分かりやすく明記されており、議会からハラスメントを排除しようという強い意思を感じます。

この条例制定の目的は、議員同士が非難し合うことではありません。議会は、議論を尽くしてすべての人に関わる物事を決めるという、民主主義の根幹を成す意思決定プロセスを市民の代表が模範として公開の場で行う場です。その中で、年齢や性別、期数、会派の大小に関係なく、一人一人が市民から負託を受けた者として尊重し合うという、対等な関係性を維持した中で公正な議会運営をするのに、ハラスメント防止条例制定は非常に有効であると考えます。

議員、議員候補者、職員、市民など市政に関わる一人一人が自分自身の言動を条例文に照らし合わせて検証しつつ、より良い開かれた調布市議会を目指していくことは、陳情書にもあるように市民サービスの向上にもつながるものであり、陳情者の要求は十分理解できるものです。よって、生活者ネットワークは陳情第 72 号の採択を求めるものであります。